平成２４年（フ）第２４号
千葉県旭市鏑木2753番地
債務者　中野　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県香取市虫幡423番地２　諏訪アパートＣ号室
債務者　郷州美佐子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第４８７号
札幌市白石区東札幌２条３丁目４番８号　山口マンション206号
債務者　木村美枝子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２７号
札幌市白石区菊水１条４丁目６番60号
債務者　山田　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８３号
札幌市東区北46条東２丁目１番12号　ＡＭＳ462―202号
債務者　田邊　早苗
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４８号
札幌市手稲区前田10条19丁目14番10号
債務者　佐藤　英昭
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５２号
札幌市中央区南９条西６丁目１番12―903号
債務者　笹浪　一生
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７４号
札幌市東区本町１条４丁目７番３号
債務者　安澤　要一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７５号
札幌市東区本町１条４丁目７番３号
債務者　安澤奈緒美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８１号
北海道石狩郡当別町太美町1500番地17　ノースリバー太美102号
債務者　別府　美香（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９４号
北海道江別市豊幌美咲町38番地の９
債務者　川浪　勝敏
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９７号
札幌市北区北27条西11丁目２番１号　102号
債務者　金川　典敬
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１９号
札幌市西区西野９条６丁目11番17号
債務者　堀内ナミ子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２０号
札幌市西区西野９条６丁目11番17号
債務者　清水多美子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７４号
北海道江別市元野幌148番地の25　ハイツまきば202
債務者　二宮　裕子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７６号
札幌市東区北28条東５丁目２番22―105号
債務者　池田　幸恵
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７９号
札幌市南区川沿４条４丁目５番３号
債務者　中梶　和義
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８０号
札幌市西区発寒15条１丁目２番18―305号
債務者　福岡　　晃
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部